

物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり7万円～10万円)のご案内



物価高騰対応重点支援給付金(『7万円～10万円給付金』といいます。)は
国の補正予算を受けて住民税均等割のみ課税の世帯を支援する新たな給付金です。

※ 令和5年8月～11月に実施した「価格高騰重点支援(低所得世帯支援)給付金(1世帯あたり3万円)」「(3万円給付金)」といいます。)とは異なります。

支援対象世帯

令和5年12月1日時点で宜野座村に住民登録があり、世帯全員の
令和5年度住民税において「均等割のみ課税されている世帯」

ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ① 住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯
(※ 3万円給付金では対象でしたが、7万円～10万円給付金では対象外となります。)
- ② 租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ③ 令和5年1月2日以降に海外から日本に入国した方のみの世帯
- ④ すでに、宜野座村以外で本給付金と同様の給付金(7万円～10万円)を受給したものがいないこと など

手続きの有無

上記支給対象世帯のうち

ア 次の①②両方を満たす世帯

- ① 村から「3万円給付金」の給付を受けた世帯
で、世帯主に変更がない世帯
- ② 令和5年7月2日から令和5年12月1日
までに転入した方がいない世帯

イ 左記以外の世帯

手続きが必要です！

宜野座村から **申請書** が届きます。

(令和6年8月30日(金)までに 返送してください。)

※ 令和5年1月2日以降に他市町村から転入した方がいる世帯や
未申告者がいる世帯などは、**申請が必要**です。

手続きは **必要ありません。**

宜野座村から「『7万円給付金』のお知らせ」が
届きます。(令和6年5月下旬振込予定)

詳しくは
裏面へ

給付金の支給手続き

ア 次の①②両方を満たす世帯

- ① 村から「3万円給付金」の給付を受けた世帯で、世帯主の変更のない世帯
- ② 令和5年7月2日から令和5年12月1日までに転入した方がいない世帯

- 手続きは、必要ありません。
- 宜野座村から「『7万円給付金』のお知らせ」が届きます。誓約・同意事項を必ずお読みください。「3万円給付金」と同じ銀行口座に振り込みます。
- 「7万円給付金」を受け取りたくない場合や、銀行口座を変更したい場合には、宜野座村まで連絡してください。後日、届出書を郵送します。
- 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯については、支給対象外となりますので、必ず宜野座村まで連絡してください。



イ 上記以外の世帯(手続きが必要です！)

- ① 世帯の中に、令和5年1月2日以降に他市町村から転入した方や、村において令和5年度住民税の課税状況が把握できない方(未申告者)がいる世帯

- 「7万円～10万円給付金」を受け取るには、申請が必要です。
- 令和5年7月1日(基準日)における宜野座村が実施した低所得世帯給付金(3万円給付)の対象であった世帯には7万円を給付します。※注1
- 令和5年7月1日から12月1日までの間に宜野座村に転入した世帯のうち、前住所の自治体で住民税均等割のみ課税世帯へ給付制度があった場合には、10万円との差額を支給します。※注2

※注1、※注2 いずれも辞退等の理由で支給されなかった場合も含みます。

※7万円給付と差額給付は別々に振り込みます。

- 対象となる世帯には申請書を送付しますので、申請書に必要事項を記入して、添付書類を添え、郵送により申請してください。

※ 申請期限は、**令和6年8月30日(金)まで(当日消印有効)**です。



！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。



お問い合わせ

宜野座村役場 総務課「物価高騰対応重点支援給付金」窓口 ☎ 098-968-5111
受付時間(平日のみ) 9:00～16:30(昼12:00～13:00、土日祝除く。)